

「第5章：障害福祉サービス等の提供」の構成について

資料 1 - 2

項 目	現行計画＜尼崎市障害福祉計画（第4期）＞の記載内容		尼崎市障害福祉計画（第5期） における新設・追加内容	
	記 載 事 項	成果目標・活動指標など		
1 障害福祉計画について	(1) 計画の概要			
	(2) 計画策定に向けて踏まえるべき制度改正		追加	法改正等による制度内容を記載
2 サービス提供における基本的な考え方	(1) 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方		追加	基本的な考え方に、「障害児通所支援等」を追記
	(2) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方		追加	基本的な考え方に、「障害児相談支援」や「地域生活支援拠点」等を追記
3 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標	(1) 施設入所者の地域生活への移行に関する目標設定	〔目標〕 地域生活への移行者数 〔目標〕 施設入所者の削減数		
			新設	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに関する目標設定 〔目標〕 保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置
	(2) 地域生活支援拠点等の整備に関する目標設定	〔目標〕 市内における地域生活支援拠点等の整備数		
	(3) 福祉施設から一般就労への移行に関する目標設定	〔目標〕 福祉施設から一般就労への移行者数の増加 〔目標〕 就労移行支援事業の利用者の増加 〔目標〕 就労移行支援事業所の就労移行率の増加	追加	〔目標〕 就労定着支援事業所の職場定着率の増加
			新設	障害児支援の提供体制の整備等に関する目標設定 〔目標〕 市内における児童発達支援センターの設置 〔目標〕 市内における保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 〔目標〕 重症心身障害児・者を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 〔目標〕 保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置
4 障害福祉サービス等の必要量見込みと確保の方策	(1) 訪問系サービス	○居宅介護 ○重度訪問介護 ○同行援護 ○行動援護 ○重度障害者等包括支援 ○短期入所（福祉型、医療型）		
	(2) 日中活動系サービス	○生活介護 ○自立訓練（機能訓練、生活訓練） ○就労移行支援 ○就労継続支援（A・B型） ○療養介護	追加	○就労定着支援（就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等）の支援を行うサービスの創設
	(3) 居住系サービス	○共同生活援助 ○施設入所支援	追加	○自立生活援助（定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスの創設）
	(4) 相談支援	○計画相談支援（サービス等利用計画、モニタリング） ○地域移行支援 ○地域定着支援		
	(5) 障害児通所支援等	○児童発達支援 ○放課後等デイサービス ○保育所等訪問支援 ○医療型児童発達支援 ○障害児相談支援（障害児支援利用計画、モニタリング）	追加	○訪問型児童発達支援（重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行うサービスの創設）
5 地域生活支援事業の必要量見込みと確保の方策	(1) 理解促進研修・啓発事業			
	(2) 自発的活動支援事業			
	(3) 相談支援事業			
	(4) 意思疎通支援事業			
	(5) 日常生活用具給付等事業			
	(6) 移動支援事業			
	(7) 地域活動支援センター事業			
	(8) その他の事業			
6 適切なサービス提供のための方策	(1) 持続可能な制度構築に向けた考え方			
	(2) 給付の適正化と適切なサービス提供に向けた取組			